

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2019.6)

知的財産の提供を下請けに強要する実態

特許業務法人 前田特許事務所  
弁理士 大石憲一



公正取引委員会が中小製造業者3万社を対象とした調査で、大企業が下請けの中小企業から知的財産を不当に取得する事例が、約730件見つかったそうです。この結果について、現時点(6月7日)では公表されていませんが、近く公表されるそうです。



出典：「営業秘密の保護・活用について」  
平成29年6月経済産業省 知的財産政策室

具体的には、上の図のように、契約等で明示されていないのに下請け側が設計図やデータを無償で提供させられるという事例や、共同研究の成果を一方的に発注元の帰属にする契約を強いられる事例などもあるようです。

こうした、強い立場を利用して、企業機密の技術やノウハウの提供を強いるケースは、独占禁止法の禁ずる、「優越的地位の乱用」【第19条(不公正な取引方法の禁止)及び一般指定第14号(優越的地位の濫用)】に当たる可能性があり、公正取引委員会は、是正を促すとのことでした。

個人的にこの結果を聞いて、3万社を対象にして約730社と言うことは、「えっ、約2%ちょっとしかないの?」という拍子抜けした感じです。私がベンチャー企業に勤めていた10年ほど前には、もっと多くあったイメージがあるためです。

当時と比較すると、コンプライアンス意識も高まったため、こうした結果になったのかも知れませんが、このことは喜ばしいことだと思います。

しかし、依然として、現在でも「優越的地位の乱用」に当たるような行為をしている大企業がいるということは、事実だと思います。

「知的財産」が企業活動に大事だと考えるなら、大企業側には、下請けの知的財産にも敬意を払うような対応をして頂きたいと思います。

以上